

酒田市議会文書管理規程新旧対照表

新	旧
<p>(記号及び番号)</p> <p>第7条 施行文書には、次に掲げる記号及び番号を付さなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他の公文書には、記号を付け、これに続けて種別を付し、番号は、文書収発簿による会計年度による一連番号とする。<u>ただし、電子決裁システムにおいて決裁を受ける場合は、当該システムの付番機能の利用をもって、文書収発簿の付番に代えることができる。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(記号及び番号)</p> <p>第7条 施行文書には、次に掲げる記号及び番号を付さなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) その他の公文書には、記号を付け、これに続けて種別を付し、番号は、文書収発簿による会計年度による一連番号とする。 _____</p> <p>_____</p> <p>2 (略)</p>